

会社の救急箱

2025年6月11日

『そもそも論』の第37回は、「会社の救急箱」です。

2021年12月に安衛法関連の省令の一つである「事務所衛生基準規則」(いわゆる「事務所則」)が改正・施行され、会社に備えなければならなかつた救急用品について具体的な品目の指定がなくなりました。旧規則では最低限必要なものとして

- (1) ほう帯材料、ピンセット及び消毒薬
- (2) 高熱物体を取り扱う作業場その他火傷のおそれのある作業場については、火傷薬
- (3) 重傷者を生ずるおそれのある作業場については、止血帯、副木、担架等

——が記載されていましたが、これらの規定が削除され、「**負傷者の手當に必要な救急用具及び材料を備え、その備付け場所及び使用方法を労働者に周知させなければならない**」のみとなりました。

職場では機械的な外傷(切創、挫創、打撲、捻挫、骨折、咬傷など)、火器や化学物質による熱傷が発生することが考えられます。多量の出血や不自然な肢位、著しい疼痛や腫脹がある場合はすぐに医療機関を受診しますが、動物咬傷も見た目以上に傷が深く、感染やアレルギー、毒素への処置も必要になるので、医療機関を受診します。

それ以外のごく軽微なものは自分で処置しても構いませんが、他人が処置を手伝うときは手袋をはめて受傷者の血液に触れないようにします。軽い傷の処置は、ほとんどの場合、蛇口から出る水道水での洗浄が第一になります(添付図)。消毒薬の使用は細菌や汚染物質を傷の中に押し込んでしまったり、再生に必要な幼若細胞を死滅させたりして回復を遅らせるおそれがあるので、使用は限定的です。

結局、職場に配置すべきは、

- ・バンドエイド(各種サイズ、切創用)
- ・キズパワーパッド(各種サイズ、挫創・熱傷用)
- ・清潔なタオル(圧迫止血、身体冷却、清拭用で滅菌までは不要)
- ・プラスティック手袋(創傷処置・汚物処理用)
- ・ビニール袋(大・小)
- ・キッキンハイター(次亜塩素酸、吐瀉物処理用)

——くらいです。熱中症に備えてポカリスエットも何本か冷蔵庫に入れておくとよいでしょう(ゼリー状のものは冷凍してポケットに入れて持ち歩くと身体冷却にも使えるのでお奨めです)。塩分多めのOS-1までは必要ありません。(註:馴染みのある商品名を挙げていますが、もちろん類似品で構いません。)

会社の救急箱に風邪薬や胃腸薬、頭痛薬などが入っていることがあります、持病がある場合は自分にあった常備薬を持つべきで、共用の救急箱に内服薬を入れておく必要はありません。市販薬のうち、ロキソニンやバファリンなどの解熱鎮痛薬、ガスターなどの胃腸薬、タリオンなどの抗アレルギー薬、コルゲンコーウや葛根湯などの風邪薬は、第一類あるいは第二類の市販薬として薬剤師等が使い方を説明する必要(義務あるいは努力義務)があって配置すると薬事法上の問題を生ずるおそれがあります。また、ハチ刺されなどによるアナフィラキシー・ショックに備えてエピペンを置いておきたいという要望もありますが、エピペンはハチ・アレルギーなどがあって指導を受けた個人(もしくはその保護者や教員・保育士)が持つことになっており、職場として配置しておくことはできません。

医薬品よりAED(自動除細動器)と車椅子を配置してほしいと思います(担架は不要)。購入・配置が難しい場合は、近隣の配置場所を確認しておきます。また、治療薬の配置より予防の徹底の方が職場としては重要です。

小学生の頃から、体育の授業や運動会でケガをした友達を保健室に連れて行って赤チンを塗つてあげるのが好きだった産業医からのメッセージでした。



イラスト:武田浩乃